

平成26年11月28日（金）13：30～

## 交通政策審議会海事分科会第60回船員部会

（成瀬専門官） それでは定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第60回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員、総員18名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。議事次第、配布資料一覧、その次からが資料となります。資料の番号は、資料の右上に記載してございます。

まず資料1として、「平成26年度（第58回）船員労働安全衛生月間について」というものが3枚になります。資料2として、「外航日本人船員の量的観点からの確保・育成に関する検討会」の設置についてというものが1枚になります。

資料は行き届いておりますでしょうか。以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

（落合部会長） それではお手元にあります、議事次第の1を行いたいと思いますが、これは平成26年度船員労働安全衛生月間の実施状況についてというものですけれども、事務局のほうから説明をお願いいたします。

（小久保安全衛生室長） 安全衛生室の小久保でございます。資料1に基づきまして、平成26年度の船員労働安全衛生月間の実施状況についてご報告いたします。

今年度の月間につきましては、「海から願う家族の笑顔 笑顔に応える無災害」ということをスローガンに、9月1日から30日までの1か月間実施いたしました。

また、今年度におきまして、訪船指導に当たって留意した事項についてでございますが、1. の月間活動の概要の一番最後の段落のまた以下に記載してございまして、今年度は特に、化学物質等安全データシートに暴露限界値が記載されている化学物質について、当該物質の量を計測するための検知器具が備置されているかどうか、それから海上労働条約批准に伴う改正船員法の内容を踏まえた指導、この2点について留意いたしました。

具体的に言いますと、ここ数年、ケミカルタンカーの重大事故が、件数は多くないんですが、毎年数件発生している。調査をしてみますと、酸素濃度等のチェックはしているのですが、物質の毒性のチェックをしていない、あるいはその検知器具そのものを備え付けていないというような実態が判明いたしました。

船員労働安全衛生規則におきましては、人体に有害な気体が発生する恐れのある物質を積載する船舶においては、当該気体を検知するための器具を備え付けなければならないというふうに規定されております。この度、再徹底しようということで、ここに記載させていただきました。

それから海上労働条約に絡む改正船員法の内容の指導につきましては、具体的には船内安全衛生委員会の設置とか、調理担当者の調理教育修了証明書の授与などについて指導を行いました。

それから、次の２．の各地域における活動でございますが、(１)の大会、講演会等の開催ということで、①といたしまして船員災害防止大会、１８か所におきまして１２６５人の参加を得て実施をいたしました。次に②の講演会、講習会等でございますが、膨張式救命いかだの展張などの実技訓練を含みましたサバイバルトレーニングの実施、それから生活習慣病とか食生活についての講演会などを、全国６３か所、２８２３人の参加を得て行いました。

次に(２)の、船員無料健康相談所の開設でございますが、日本海員掖済会、船員保険会、それから地域医療機能推進機構等の協力を得まして、１１１か所、６８５人が受診をしたということでございます。

それから(３)の、その他でございますが、海上で操業中の船舶や船員に対して、巡視船とか県の漁業取締船等の協力を得まして、月間実施の周知活動をいたしました。それからカーフェリーの防火・退船操練等を実施したということでございます。

次ページ以降でございますが、北信局で実施いたしました写真を参考までに添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上、平成２６年度の月間の実施状況でございます。

(落合部会長) はい、ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りまして、外航日本人船員の量的観点からの確保・育成に関する検討会の設置と、この点につきましても事務局の方から説明をお願いいたします。

(伊崎国際業務調整官) 船員政策課国際業務調整官の伊崎でございます。資料２につきましてご説明いたします。

量的観点からの確保・育成ということでございますけれども、その設置の目的の１行目に書かれております基本方針、これは平成１９年にいわゆるトン数標準税制の導入に当たって、我が国として安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、それからそれに乗る船員の確保について、総合的に取り組む必要があるということで、海上運送法を改正し、平成２０年に日本船舶及び船員の確保計画に関する基本方針というものを国土交通大臣が定めたものでございます。

この中で、日本船舶、それから日本人船員を確保する目標というものを掲げておりまし

て、具体的には当面の取り組みとして外航日本船舶の隻数を平成25年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする、このように謳われております。

このたび、船員については10年間という期間になっているわけですがけれども、折り返し地点を過ぎたことと、これまでも量的確保の観点について、この船員部会の中でも何度かご意見が出されたということでございますが、今般関係者の調整が整いましたので、検討会を設置し、今後検討をしていくということで、この場でご紹介させていただくと、こういうことでございます。

設置の目的ですけれども、これまで国土交通省含め関係の皆様でいろいろ取り組んでいる日本人船員確保・育成の取り組みでございますけれども、量的確保の観点から取り組みについての検証を行い、その対応策、改善等について検討すると、このようなことになっております。

また出席者につきましては、日本船主協会、全日本海員組合、国土交通省海事局と、その他必要に応じて関係者の出席もお願いしたいと考えております。

なお、海事局としては、関係課として船員政策課、外航課、海技課の各課長・室長クラスの出席を想定しております。

会議の取扱いですけれども、国交省海事局の中で設置する公式の会議ということで考えておりますが、一方で活発な議論をしていただきたいということから非公開ということにさせていただきます。一方で、議論・検討が進んで何らかのアウトプットというものが出てきた場合には、その都度、検討会フォローアップ会議、または船員部会のほうで適宜報告させていただきたいというふうに考えております。

事務局は船員政策課で執り行います。簡単ですが以上でございます。

(落合部会長) ありがとうございます。それでは今の報告につきましてご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。どうぞ。

(池谷臨時委員) 今、検討会設置に向けてのご報告がございましたが、具体的に各団体に対して検討会の構成員のイメージ、各団体に対してどのような構成で要請するのか、その辺についての基本的な考え方を教えてください。

(伊崎国際業務調整官) 各団体というのはここに書いてある日本船主協会、全日本海員組合ということよろしいですか。

(池谷臨時委員) はい、そうです。

(伊崎国際業務調整官) 船主協会様には相談を申し上げているところで、海務関係の担当常務、または海務部長辺りに出席いただくことを今考えております。また、全日本海員組合様はその中から、適当な関係者に出席いただければと思っております。

(池谷臨時委員) この検討会における人数の制限というのはないのでしょうか。

(伊崎国際業務調整官) 特に考えてございません。

(森田臨時委員) 2年半前ですかね、もっと前かな、2年8か月ぐらいまえですかね、

もう。杉山委員会、船員（海技者）確保・育成検討会というのがございまして、その最終取りまとめの段階で、国土交通省海事局さんのほうから、一定の量的確保の検討についての見解が示されて、その後相当な時間が経ったわけですが、そういう意味ではようやく設置ができたということで非常に喜ばしく思っておりますし期待をしているところです。

これから検討を、対応策・改善策を検討していくわけでしょうけれども、一体どの程度のスケジュール感で何らかの結論を見出していきたいというふうに国交省さんとしては考えられているのか。あとはどういう内容の検討をしていくのかということについて、教えていただければと思います。

（伊崎国際業務調整官） お答えいたします。スケジュールですけれども、まずは年内にも第1回の立ち上げをやりたいと思っておりますし、引き続き、年明けになりますけれども、そう間を空けずに、月に1度や2か月に1度とか、検討する材料を整え次第進めたいと、このように考えております。

また、どういうことを検討するのかということですが、まずは現時点において、国をはじめ、関係者が取り組んでいる、いろいろな船員確保の取り組みについて、それが量的観点の確保から果たしてどの程度効果的なのか、これまではどちらかと言うと質的な面での検討というところが中心だったかと思っておりますけれども、量的確保の観点から、ただ費用対効果も含めて、一気に何十人とか何百人とかというのはなかなか難しいかもしれませんが、一人でも多くの人を効果的に確保していくという観点から果たして機能しているのかということを検証して、もし改善策があれば、それをそれぞれの取り組みの主体にまたフィードバックしていくと、このように考えております。

また、更にはその検証の中で、量的確保の観点からは実はこういうこともまだ足りないんだよというような課題も出てくるのではないかと思っておりますけれども、いろいろな新しいことも含めて取り組むことができるような所まで関係者の合意が整えば、そういったことも視野に入れていきたいと、このように考えております。

（森田臨時委員） 今のお話伺うと、材料があればという表現をされているんですが、材料がない場合はやらないということになるのかという穿った見方をしてしまうわけですが、この手の会議っていうのは基本的に、ある程度時期を定めて中間取りまとめを行うだとか、目標のタイミングを定めて最終取りまとめを行うだとか、そういうようなある程度スケジュール感を持って論議をしていくものだというふうに理解をしているわけですが、そういう位置付けではないということなんですかね。

（伊崎国際業務調整官） 当初申し上げたとおり、平成20年からの10年間での取り組みというものの検証を、折り返し地点を過ぎたこの時点にそろそろ始めるべきであろうということで、恐らくですけれども、平成30年の目標年次までは何らかの形で続けていく必要があるのかなというふうに思っておりますし、またこの平成30年にちゃんと成果が出るように、当然ながら、平成30年に何か新しいことをやっても意味がありませんので、平成30年に成果が出るように、平成29年でも遅いかも知れませんが、平成28年、27

年、このようなところで実際に、もし何か改善策があればそれを実行に移していくと、このようなスケジュール感で考えております。

(森田臨時委員) ということは、ある程度前広に検討していおかないと、30年の目標に間に合わないだろうということであれば、例えば来年度までに検討が行われればそれが例えば再来年度の予算に反映されるとか、そういうようなイメージはお持ちなんですか。

(伊崎国際業務調整官) もちろん毎年の予算確保のスケジュールもありますし、それに間に合えば乗せていくということだろうと思います。更に言えば必ずしも予算に限らず、いろいろな予算措置を講じなくてもできることがあれば、それも実行に移していくと、こういうことかなと思っております。

(森田臨時委員) わかりました。いずれにしても、立ち上がったことは非常にめでたいことだと思っていますので、あとは、最低でも毎月1回ぐらい、材料があるとかないとかではなくて、材料を探してその上で検討をしていくというようなことで、我々も必要な素材を出しますし、関係者、鈴木さんのところも、船主協会さんも積極的に参画をしていただいて、できるだけこの確保・育成が量的に具体的に進展するように、この検討会を活発にやっていただければというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

(落合部会長) ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。それでは特にないようですので、そういたしますと、本日予定しました議事はすべて終了ということになりますが、何かございますでしょうか。

(佐藤雇用対策室長) 船員政策課の佐藤でございます。1件ご報告させていただきたいと思っております。

第58回の船員部会のおきまして、平岡委員から発言がございました、ハローワークとの連携強化のための官官労使で構成する会議の開催の件でございますが、厚生労働省を含む関係者との調整を図りまして、来月12月17日に、「ハローワーク等との連携に関する連絡会議」を開催することとなりましたのでご報告いたします。

この連絡会議の出席者の構成は、厚生労働省のハローワークの担当部署、それからジョブカフェの担当部署、全日本海員組国内局、日本内航海運組合総連合会、日本旅客船協会と私ども海事局船員政策課となっております。

この連絡会議におきましては、それぞれの関係法令及び現行の連携内容を踏まえまして、内航船員の就業者拡大を図るため、実務者レベルにおいて意見交換を行うことにより、より一層の連携強化を図ることを考えております。以上でございます。

(落合部会長) 今の報告に何か、ご質問とかご意見、よろしいでしょうか。

(平岡臨時委員) 連絡会議立ち上げていただいてありがとうございます。今回の連絡会議がただ単に意見交換で終わるのではこれまったくもって主体性がなく今後どの様なことが必要となるのか、やはり継続的な関係が必要だと思いますので、その辺のところも踏まえよろしくお願いいたしますと思っています。

(佐藤雇用対策室長) フォローアップ的な会議も含めまして、そういった会議を開催す

るかどうかにつきましては、今後、厚生労働省をはじめ関係者と相談させていただきたいと思えます。

(森田臨時委員) ということはとりあえず1回やってみて、その検討の内容によってまた継続するかどうかということを確認していくというのですか。

(佐藤雇用対策室長) はい、そういうことでございます。

(落合部会長) もしこの点についてほかになれば、じゃ高橋委員、どうぞ。

(高橋臨時委員) ちょっとお伺いをしたいのですが、2点ほどあります。

まず1点目ですが、船舶衛生管理者の資格の習得についてお伺いをしたいと思えます。過日、国交省のほうから若干説明をしたいということで私のところに来たのですが、内容的には遠洋マグロ漁船の話でして、船舶衛生管理者の習得が今、年1回なんだそうです。かつては年4回ぐらいあったんでしょうけれども、受講者が少ないということから、そういうふうなことで試験ないしは講習の機会がうまくマッチングしないんだと、こういうことで習得がなかなか困難になってきていると、こういうことでした。

それによって現在あります陸上の衛生管理者資格を活用して改善を求めたいというような話でございました。

内容的には、陸上の衛生管理者の資格を習得した後に、2年程度の実務の経験を現在、衛生管理者が乗ってる船に業務をしたということで経歴をつけて、与えると、こういうことのようにです。

それからもう1点が、事前にそういう衛生管理者のもとで訓練を積んだことを条件に、業務経験として認めてやると、こういうようなことで改善をしていきたいというような話でございました。

本来であれば、改善というなら受講回数を増やせば単純に解決をする問題を、陸上の衛生管理者は、役所が異なり厚生労働省とこういうことになります。陸上の衛生管理者と、海上の船舶衛生管理者の同一化して軽減化を図るとこのことのようにでございますけれども、陸上は労働安全衛生法に基づいて衛生管理者ということを決めています。それと船舶に乗り組む衛生管理者、名称は類似をしているのですが、中身は決定的に違うとこのことです。

大きな違いは、船舶が航行中の薬剤の投与、それから注射、縫合、さまざまな医療行為の部分的なものがまず許されていると。それから止血もある、特に遠洋マグロ漁船、洋上滞在日数が10か月、ないしは12か月、それを超える船もあるやに聞いております。これは無寄港ですから、一切港に入っていない。

そういう状態の中で、陸上の衛生管理者というのは医療行為を行いません。洋上で、特に遠洋マグロ漁船の場合では、大型マグロを釣るわけですから、雑物としてサメもかかってくるでしょう。この釣具が顔面に当たる、体に当たる、失明した方も結構おります。それから釣具が体に引っかかって、大きな切り傷というような状態で何十針も縫う。それから高齢化が著しく進行して、現在は日本人が6名から8名、平均年齢が60才を超えてい

る状況です。船舶衛生管理者は陸上と試験内容も全く異なります。

海上の場合は約100時間の講習が必要になってくる。内容的には実技が約半分の50時間、これは先ほど言いました医療行為ということになります。

それを、現在衛生管理者が足りない、少ない、それから大義名分である受講回数が少ないと。このことだけで陸上の、例えば建築現場でやっておられる衛生管理者の皆さん、彼らは当然医療行為は一切行ってはおりません。何かがあれば当然最寄りの病院、救急車、いろいろなことをやるでしょう。

ところが船の場合はそうはいかない。それから遠洋マグロ漁船においては75%は外国人ということになります。そうすると当該乗組員の個々の国が認めている薬剤が適切なのか、日本国政府が認めている薬剤が本当に使えるのか、さまざまな要因を含んでいる中で、それらの問題を一切解決もせず、いとも簡単に陸上の衛生管理者の資格をもって洋上における医療行為も含めた、何ら教育もしないまま免状として認めるという方向に進むような説明でございました。これは我々としても、絶対に許せる話ではない、というように思っています。

洋上で10か月も医者に通えるような状態でもない、更には大きな事故に遭った場合、119番をかけても救急車は来てくれません。そういう状況の中で本来であれば、衛生管理者の資格をもっときつくるなり、もっと高度な教育をするなり、そういうことが求められている状況の中で、逆に軽減化をすると、こういうことが果たして本当にあっているのかどうか。私はその辺を国交省にきつく聞いてみたいと思っております。

それからもう1点なのですが、私は縷々申し上げてきたのは、安全対策の中でライフジャケットの完全着用ということを運動の糧として頑張っておりますけれども、いくら騒げどやれど、なかなかこれが達成をしない。ただその中で、船員法の中には当然罰則規定があります。ライフジャケットを着用していないということになれば、懲役6か月ないしは罰金30万円というような罰則規定がございます。

船員労務官は司法警察員ですから、当然逮捕起訴という権限を持っているはずですが、かつては年間何件か、摘発されてきたということも聞いております。現在は、この手の話は一切聞こえてきません。

より強固に、どこかの時点で、このライフジャケットの着用というものを強制的にせざるを得ない時期が来ているのではないかと私には思っています。車のシートベルトが、高速道路の上り口、それから出口、警察が立ってみんなチェックしています。これと同じような形で、でき得れば早い時期に船員が働くような場所で摘発していただくようなことを指導していただければというように思います。以上です。

(落合部会長) 2点ございましたけれども、では第1点から行きましょうか。

(高田船員政策課長) 1点目につきましてお答えいたします。先日高橋委員へお話にまいりました衛生管理者の件につきましては、また追って引き続き調整をさせていただきたいと思っておりますが、趣旨といたしましては、今現在も陸上の資格を取った人が2年間、一定

の条件の下で乗船経験を積んだ場合には、船舶の衛生管理者としての資格が認められるという制度が既にございます。

これを、陸上の資格を取ってから2年間ではなく、一定の条件の下で、資格を取る前にも2年間の乗船経験があれば、船舶管理者としての認定をするという案です。高橋委員がまさにおっしゃいましたように、陸上と海上で衛生管理者の行う業務に違いがあるということで乗船の経験が必要だということなんですけれども、陸上の資格を取ってからということではなく、そこは陸上の資格を取る前の乗船であっても、一定の条件の下に、船舶の衛生管理の業務に従事しているのであれば、乗船経験をカウントするというご提案でございましてけれども、いずれにしても、今お話ありました趣旨を踏まえつつ、引き続き調整はさせていただきたいというふうに考えております。

(落合部会長) 第1点につきまして、高橋委員、よろしいですか。

(高橋臨時委員) そもそも陸上の衛生管理者と、さっきも言いましたけれども、海上の衛生管理者は業務内容が全く異なる、法律にただし書があつて、そういうようなことが書いてある。その前段の法律のもう少し上のほう読んでみればわかるとおり、衛生管理者とするもの、医師から始まっていくじゃないですか。医者とか看護師とか薬剤師とか。陸上の衛生管理者というのは、労働環境の整備が主なる仕事だと私は思っています。陸上の衛生管理者は医療行為はしない。船の場合は医療行為を行う。そのために50時間も救急措置及び看護法に関する実習に時間を費やすということになるんです。

だから皆さんが考えているような簡単な話ではない。例えば20人、25人、これらの乗組員の皆さんの、ある部分は生命を預かる、こういうことになります。もっと真剣に重要に考えていただきたい。

ただ衛生管理者という資格を持った人を乗船させないと違反だということで、そういう資格を取らせ、それから確保するというだけで、内容も全然吟味、精査もせず、そうすればいわゆる船員法違反ではなくなる、ただそれだけじゃないですか。そのために利用しようということだけで、本来の趣旨から外れてる。

その辺はしっかり見ていただかないと、海技資格もそうなんです。海技資格の保有者が少なくなってきた、それを逃れるために、認定当直部員を外国人にさせるとか、外国人の海技資格者を乗っけてくれとか、さまざまなことを言って、日本の法律をクリアしようとしている。我々は日本の法律をクリアするのは当然のこと。我々は、船内で働いてそこで生活をしているんです。命がかかったような状況の中で、安易に了解をするっていう話にはならないと私は思っている。特に漁船だけじゃないです、この問題は。衛生管理者の乗船義務船舶すべての問題だということなんです。以上です。

(落合部会長) それでは第2点のほうに行きます。

(小久保安全衛生室長) それでは漁船における海中転落事故の件でございまして、船員法の111条報告というのがございまして、船員災害が発生して3日以上休業をした場合は届け出なければいけないとなっています。その報告を分析しましたら、24年度の件

数ですけれども、漁船で海中転落事故が10件発生しております。そのうち5件が死亡・行方不明、そのうちの職務上が3件で、うち2件が甲板上漁労作業中に作業用救命衣を着けていなくて海中転落して死亡した、というような結果になってございます。

高橋委員がおっしゃるように、船員法の第108条におきまして、船員労務官は労働基準法、及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行うと規定されております。船員法の違反事件については捜査ができるし、検察官への事件送致も行うことができるとなっております。

現在は、運航労務監理官が船員労務官の職を兼ねておりまして、この運航労務監理官を管轄している課が当課、船員政策課とは違いますので、この内容につきまして担当課のほうに報告し、後日対応していきたいというふうに思います。以上です。

(落合部会長) 第2点、高橋委員、よろしいですか。

(高橋臨時委員) はい、ありがとうございます。

(落合部会長) ほかに何か、ご質問、ご意見、平岡委員どうぞ。

(平岡臨時委員) 私のほうから2件、ご質問したいと思いますけれども。まず1点は、外航については、量的確保、検討委員会を設置したということですが、内航船員について、その辺の考え方についてどのように検討していただいているのかということと、もう1点ですが、ジェットホイル安全対策ということで鯨類との衝突回避ですが平成21年4月、超高速船に関する安全対策についての最終取りまとめが行われました。

その中で、衝突した場合の被害を低減する対策としてシートベルトの着用義務、それと衝突を避けるべく、アクティブソナー、またアンダーウォータースピーカーというような機器の開発ということが盛り込まれていましたが依然として現時点になっても有効な機器の開発が進んでいないというような状況にあると思います。そのような中で、アンダーウォータースピーカーについては、鯨類の嫌がる音を発信して、鯨類を回避させることができる装置であるということから、音声の特定作業が進んでいるとの情報がありますが現在回避するための有効な機器の開発状況はどのようになっているのか。また、目視強化だけでは鯨類との衝突を事前に回避することが困難であり、安全対策上、国が支援のもと有効な機器の開発が必要じゃないかと思っておりますけれども、その辺についての考えを聞きたいということです。

(落合部会長) では順次、第1点から行きましょう。

(高田船員政策課長) 1点目につきまして、今平岡委員からお話ございました件は、先月の船員部会でもお話があったところがございますけれども、ご指摘のとおり内航の船員不足問題というのは非常に重要な問題であるというふうに考えておりまして、関係者におきましては先月も申し上げましたが、さまざまな取り組みが行われているところでございます。

国としましては、計画的な雇用の支援、あるいは就業ルートの拡大といった取り組みを行っているところでございますけれども、船種、あるいは事業者の皆さんの規模によって

問題も違い、きめ細やかな対応が必要なのではないかという指摘も先月ございまして、そういうご指摘はまさにそのとおりだと思ひまして、国といたしましても関係者の皆様のお話をよく伺っていくことは重要であるというふうには認識しております。

そういった場のようなものを改めて作るという必要性については、今現在申し上げられませんが、関係者のお話も伺いながら、そういったことが必要であれば考えていきたいというふうには考えてございますが、今の段階では未定ということでございます。とりあえず1点目のお答えでございます。

(平岡臨時委員) 少なくとも検討はいただいていると、そういう理解でよろしいですか。

(高田船員政策課長) 検討してると言いますか、そういうご意見を認識はしているところでございまして、関係者の皆様とも引き続きお話しさせていただいて、もしそういう必要があるということで皆様のご認識も一致するとか、あるいは必要だという判断をされるということであれば、そういう方向も考えられますけど、今の段階では申し上げられません。

(森田臨時委員) ちょっと前日もそういうご指摘を申し上げたんですけれども。国交省さんとしてもちょっとやはり主体的に、関係者さんの要請があればとか理解があればとかそういうことではなくて、主体的に船員不足はもう明確なわけですから、それに対してどう手を打つのかということについては、国交省さんが中心になって関係者を集めて対策を講じていくと、あるいは検討していくと、そういうことは積極的に必要なんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

(高田船員政策課長) 対策が必要だということはもちろんおっしゃるとおりでございます。関係者を一堂に集めてそういう場を設けるべきかどうかということにつきましては、これまでもいろいろな話合いの場が設けられたり、審議会の場で議論したりということもございましたので、必要性があるかにつきましては引き続き考えてまいりたいと思ひますが、今現在では未定ということございまして、ご意見としては承ってまいりたいと思ひます。

(森田臨時委員) 検討会の設置に向けた積極的な検討をぜひよろしくお願い致します。

(落合部会長) 第1点について、平岡委員よろしいですか。

(平岡臨時委員) はい。

(落合部会長) では第2点のほうに移りましょう。

(黒田安全監理室長) 安全政策課でございます。今お尋ねがございましたクジラ類との衝突事故の関係でございますけれども、ただいまお話がございましたように、超高速船の安全対策ということで、平成18年の4月から、「超高速船に関する安全対策検討委員会」というものを設置をいたしまして、クジラ類との衝突、あるいは流木などの障害物との衝突に関する安全対策の検討を進めてまいりました。そして平成21年の4月でございますが、最終取りまとめということでは対策を取りまとめたところでございます。

この中ではクジラハザードマップの作成でありますとか、あるいはクジラ類などの情報を活用した安全な運航、そして、ハード面ということでは、今ご紹介がございましたが、障害物を探知するアクティブソナー、それからクジラ類の回避行動を促すような音を出すアンダーウォータースピーカー、こういった機器を活用することなどの、衝突を回避するための対策というものが1つと、それからシートベルトの着用などによる、衝突した場合の被害を低減するための対策、この2つを柱とする安全対策を取りまとめたところでございます。

これを受けまして、国土交通省では、シートベルトの設置につきましては、関連省令の改正を行いまして義務付けを行ったところでございますし、また運航事業者のほうでは、クジラハザードマップの作成ですとか、シートベルトを着用していただくための運送約款の改正、こういった取組を行ったところでございます。

お尋ねの機器の開発のところでございますけれども、アクティブソナーにつきましては、製造事業者において開発を行いまして、現在、実際の旅客船事業者にご協力をいただいて、超高速船に搭載して効果の検証を行っている状況でございます。

それからアンダーウォータースピーカーでございますけれども、これにつきましてはクジラの種類によって、クジラが聞こえる音、またクジラが逃げていく音の周波数等が異なっているということがございまして、一部の鯨種、クジラの種類に対応する製品は既に活用されているところでございますけれども、鯨種によってはまだ対応できてない部分があるということで、これも製造事業者、それから大学のほうで、クジラが回避行動をとるような音の開発研究を行っておりまして、現在、一定の音で、この音ならばクジラ類が回避するのではないかというものが開発されてきているということで、現在その効果の検証を行っている状況であると聞いているところでございます。

このような機器の開発というものにつきまして、現在、事業者のほうで進めていただいているところでございますけれども、この21年4月の最終取りまとめの中では、こうしたハード面のほかにも、クジラハザードマップでありますとか、減速航行等の安全運航といったいろいろな対策が提案されておりますので、これらの対策が全体として確実に実施されていくことによって安全を確保していくことが必要だと考えておりまして、そのような形で取り組んでいきたいと思っております。

(落合部会長) 平岡委員、いかがでしょうか。

(平岡臨時委員) 今のご報告は、現状ということでお話しされたかと思いますが、いずれにしても、このジェットホイル自体につきましては、運航会社数にも限りがあつて、隻数においてもそんなに多くはないと思いますがいずれにしてもやはりジェットホイルが、安全な乗り物であるということについて、安全対策を講じるということは必要不可欠ではないかというふうに思っております。

この問題は、やはり商業ベース的な発想でこの機器の開発という話になると、なかなかペイしない部分があるということで、事業者のほうも前向きにならないと思われるので、

やはり国のほうも安全対策が必要だという観点から機器を開発している事業者に、助成金などを出して、機器の開発を進めていくとか、そういうふうにはやらないとなかなか前に進んでいかないのではないかと考えております。

特にアンダーウォータースピーカー、この問題については事業者、大学、その辺のところは研究を進めているということですが、現状は全く進んでいないということでやはり国の支援が必要じゃないのかと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(落合部会長) それではほかに何か、特にご発言がありますでしょうか。はい、どうぞ。

(黒田安全監理室長) 現在機器の開発を進めていただいているところでございますが、なかなか実際にクジラと遭遇する機会が少ないということで検証に時間を要していることもあるようでございますけれども、いずれにいたしましても私どもでもよく事業者や関係のところからお話を聞くなどして、安全は非常に大事だと思っておりますので、フォローしてまいりたいと考えております。

(落合部会長) はい、どうぞ。

(平岡臨時委員) もう少し現状を認識してほしいと思うんですけれども、実際にアンダーウォータースピーカーを取り付けているジェットホイルは4隻か5隻ぐらいだと思います。またアクティブソナーについては基本的に1隻ぐらいしか付いてないということですので、結局機器の開発が進んでいないというのが現実であり、それに対する共同研究とか資金の支援が考えられないのか、そういうことをお願ひしたい。

(落合部会長) そういう要望があったということで。

(黒田安全監理室長) ただいまご意見を承ったところでございますので、引き続きいろいろ検討してまいりたいと思います。

(落合部会長) ほかに特にご発言がなければ、今日の第60回になりますけれども、会議を終了したいと思います。その前に次回の日程等について事務局のほうから何かありますか。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(落合部会長) それでは大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございました。それではこれで終了ということにしたいと思います。

了